

工事請負契約について

離島地区海底光ケーブル等整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 離島地区海底光ケーブル等整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 8,149,680,000円
- 4 契約の相手方 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 岩田智

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

離島地区海底光ケーブル等整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。